

成田市子ども・子育て支援事業計画について

○計画の背景

子ども・子育て支援新制度に対応するために、「成田市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。←子ども・子育て支援法第61条の規定により全市町村が作成する。

○計画の期間

5か年計画とする。

○計画の内容

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。

※必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定。
- ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期。
- ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期。
- ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容。

○計画の報告

教育・保育、子ども・子育て支援事業の確保方策等を、平成26年9月に千葉県に報告する。

計画の全部を、平成27年3月に千葉県に報告する。

○計画のイメージ

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

満3歳以上の子どもを持つ保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ保育を利用する家庭

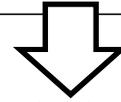
満3歳未満の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭



需要の調査・把握（現在の利用状況+利用希望）

成田市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、「確保方策」（確保の内容+実施時期）を記載。



計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象
※私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
＝地域型保育
給付の対象

地域子ども・子育て支援事業

・地域子育て支援事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業

・延長保育事業
・病児・病後児
保育事業

放課後児童
クラブ